

## 平成27年西東京市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年8月25日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時45分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲  
教 育 長 職 務 代 理 者 竹 尾 格  
委 員 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子  
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成  
学 校 運 営 課 長 等々力 優  
教 育 指 導 課 長 田 中 稔  
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司  
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子  
公 民 館 長 伊 田 昌 行  
教 育 部 主 幹 主 幹（公民館）兼芝久保公民館分館長 矢 澤 吉 男  
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子  
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成27年西東京市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 平成27年8月25日（火） 午後2時から

場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第55号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第56号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 4 議案第57号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第58号 平成27年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について
- 第 6 議案第59号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について
- 第 7 報 告 事 項 (1) 西東京市立中学校完全給食について（意見）  
(2) 「史跡 下野谷遺跡」の追加指定についての意見具申について
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第8回定例会  
(8月25日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

---

○前田教育長 日程第2 議案第55号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○等々力学校運営課長 それでは、学校運営課のほうから、議案第55号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、教育財産を適切に管理するために条文を整備するとともに字句の整合を図ることを本定例会に提案するものでございます。

主な改正内容でございますが、現在、教育財産の貸し付けについては土地が対象となっているものでございます。市の公有財産の管理規定でございます、西東京市公有財産管理規則では、建物も貸し付けの対象としていることから、西東京市公有財産管理規則との整合性を図り、教育財産を適正に管理するため、西東京市教育財産管理規則においても建物を貸し付けの対象とするよう条文を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案書、資料の新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。また、下線部分が改正部分でございます。

1ページを御覧ください。

第5条及び第15条につきましては、文言整理で下線のように改めるものでございます。

次に、右側現行の第21条、見出しにございます「土地」を、左側改正案の「土地及び建物」に改め、右側現行の「及び」を、左側改正案の「並びに教育財産である土地の」に改めるものでございます。

また、右側現行の同第21条第1項中にある「土地」を、左側改正案の「土地及び建物」に改め、右側現行の「これに地上権若しくは地役権」を、左側改正案の「教育財産である土地については私権」に改めるものでございます。

次に、右側現行の第23条第1項中にある「教育財産」を、左側改正案の「貸付け等の期間は、教育財産」に改め、右側現行の「これ」を、左側改正案の「教育財産である土地」に改めます。

また、右側現行の「20年」の次に、左側改正案の「、教育財産である建物を貸し付けるときは5年」を加えるものでございます。

次に、右側現行の第24条第1項中にある「土地」を、左側改正案の「土地及び建物」に改め、右側現行の「及びこれ」を、左側改正案の「並びに教育財産である土地」に改めるもの

でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

右側現行の第25条中にある「土地」を、左側改正案の「土地及び建物」に改めるものでございます。

次に、右側現行の第28条第1項中にある「土地」を、左側改正案の「土地及び建物」に改め、右側現行の「又は」の次に、左側改正案の「教育財産である土地を貸し付ける場合の」を加えます。

最後でございます。

第32条及び2ページから4ページにわたります別表第1の改正につきましては、文言整理を行っております。下線部のように改めるものでございます。

最後に附則でございます。

施行期日につきましては、平成27年9月1日からいたします。

説明は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 例えば、第4に「区域図」を「鉦区区域図」に改正するんですね。3ページを御覧になっていただきたいんですけども。鉦区というと金属や何かが出るようなイメージがするんですけども、そういうことを期待して「鉦区区域図」というふうにわざわざ変えるんでしょうか。
- 等々力学校運営課長 教育財産管理規則では、現在、鉦業権ということで「鉦区区域図」という名称で定められている場所が、文言がございまして、現行ではこの鉦区区域図をただ区域図というふうに書いてございましたので、こちらの本来の教育財産管理規則にある鉦業権の鉦区と、何が出るかというのはちょっとはっきり決められているわけではないんですが、そういったものが該当する場合に、鉦業権が生じた場合にそれを管理できるように定められた条文と合わせたということでございます。
- 前田教育長 西東京市の公有財産に関する規則の文言をそのまま準用しているという、そういう考えなんですか。
- 等々力学校運営課長 西東京市教育財産管理規則に書いてある文言に合わせたということでございます。
- 宮田委員 ということは、だから、従来の区域図がむしろ間違えていたと、だから正したというそういうことと――。
- 前田教育長 そういうことだと思うんです、文言を改めたということなので。もう一回お願いします。
- 等々力学校運営課長 鉦区区域図という文言がもともと出ているものに対して、区域図としかあらわしていなかったものを、本来の鉦区区域図としてきちんと文言を正しく記載をしたということなんです。
- 前田教育長 よろしいですか。
- 宮田委員 はい。
- 米森委員 土地、建物等わかりますけれども、第21条で地上権、地役権と具体的な物件が書

いてあったのが、従来「私権」という言葉があったので全部統一されていますけれども、この私権の意味というのは、私の権利というのも用語の中で変わったりしているのではないのでしょうか。用語の意味は変わっていないんですか。どういったようなことなんですか。私権を設定するとあるものですから。第21条では地上権や地役権と書いてあったものが、私権に拡大していますから。前は含まれて——ちょっと用語が、私権は何を言っているのかを教えてくださいたいんですけれども。——また後日で結構ですが、整理した中身を教えてくださいたい。

○等々力学校運営課長 改めて整理をして、回答させていただきます。

○前田教育長 では、そういうことでお願いします。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本委員 討論ではないんですけれども、これを見ていると、やっぱり漢字の間違いだったり、単純な文字の間違いかも、もともと結構あるんだなということを思いましたので、別にこの規則に限らず、ほかの条文とかもちゃんと改めてもう一回見られたほうがいいのではないかと思いました。

○前田教育長 はい。それは事務局よろしくお願いします。私も含めてになります。

○宮田委員 そうすると、もし承認すると、間違いを含めて承認をしてしまうということになるわけですか。

○竹尾委員 そういうことでしょうか。

○宮田委員 だから、正して承認をしたほうが、簡単に直せるものはよろしいんじゃないかと思うんですけれども。例えば、私権なんか私よくわからないんですが、私権がもし私の私権ができちゃったら、普通にどこかするときには財産をみたいな話になって、お金を払えみたいな、そういうことは起きないんでしょうね。

○前田教育長 学校運営課長、この地上権、地役権の設定を私権に移したことについて——ちょっと経過を説明できますか。

基本的に、これは今回の改正に合わせて、うちでいうところの総務法規課というか、法規関係の専門家に全部見せて文言をチェックしていますから、これ自体は間違いはないと思います。

○米森委員 用語のところは変えていないんですよね、用語の定義は。

○前田教育長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 17 分 再開

○前田教育長 それでは、委員会を再開したいと思います。

ただいまの議案につきましては、事務局のほうの確認次第、改めて採決をとらせていただくということにさせていただきます。

---

○前田教育長 日程第3 議案第56号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

- 櫻井教育部長 議案第56号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、説明を申し上げます。

平成27年度の西東京市一般会計補正予算のうち、教育関係予算に関しましては、平成27年第3回西東京市議会定例会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成27年8月7日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

まず、歳入でございますが、14款都支出金につきまして1,215万1,000円の増額を計上しております。主な内容は、東京都の委託金10分の10事業といたしまして、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費、スーパー食育スクール事業費等を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、10款教育費、1項教育総務費に1,192万9,000円の増額を、5項社会教育費に49万4,000円の増額を計上するものでございます。

主な内容を説明申し上げます。

1項教育総務費の教育委員会費及び職員人件費は、平成27年7月1日付で平成26年6月20日公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく新教育長が任命されたことに伴うものでございます。

日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度育成事業費125万円は、東京都の委託金10分の10事業といたしまして、保谷小学校と住吉小学校を推進校とし、実施するものでございます。

オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費450万円は、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることを踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育を推進するための事業でございます。本年度の推進校は芝久保小学校外8校でございます。

外国語活動アドバイザー活用事業費40万円は、中学校英語科教員経験者等を小学校に派遣し、小学校教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身につけさせることを目的とした事業でございます。今年度の派遣小学校は、芝久保小学校及び住吉小学校の2校でございます。

スーパー食育スクール事業費513万6,000円は、正しい食事と正しい運動を通して体力の向上を図ることを目的とした文部科学省の事業で、東京都より再委託を受け、田無小学校で実施するものでございます。

5項社会教育費の文化財保護事業費49万4,000円は、下野谷遺跡史跡追加指定に向けた測量のための経費でございます。

説明は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度育成事業費と、大変よさそうな名前がついているんですが、この内容をもう少し教えていただけないでしょうか。
- 西川統括指導主事 日々の授業や部活動やさまざまな教育活動で、やはり外部人材などを通して、茶道や華道、三味線、和太鼓、俳句、短歌など、伝統的な文化を教えるということが

まず一つあります。もう一点が、外国人との文化交流体験を推進していくという2点が大きな柱になっています。

以上です。

○宮田委員 では、武道とか、いわゆる剣道とか柔道は入らないんですか。

○西川統括指導主事 はい、そのあたりは。

○宮田委員 体育系以外の日本の伝統文化というか、音楽とか、そういうものを支援する事業と、そう理解していいんですか。

○田中教育指導課長 文化として、例えば武道について学んだり、そういう背景について学ぶものを、仮にこの教育活動の中で行うのであれば、それはその範疇に入ります。しかしながら、体育の授業の指導者として武道の人間を派遣するという事業の内容ではありませんので、そのあたりが、区分けをする中で、要項上は例示として入っていないということでございます。

○前田教育長 よろしいですか。

○宮田委員 わかりました。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○宮田委員 大変いい事業なので、是非いい成果を残すように、それぞれ学校に頑張っていたきたいと思います。

○前田教育長 では、その旨を学校のほうに伝えていただければと思います。

ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第56号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○前田教育長 日程第4、議案第57号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○櫻井教育部長 議案第57号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年8月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが2枚目の専決処分書を御覧ください。

教育委員会事務局職員の異動のほか、市長部局への出向に関するものでございます。異動の内容につきましては表の部分を御覧いただきたいと思っております。

総務部職員課人材育成推進係長の河合一雄が学校運営課経理係長に、図書館庶務係主査の

前沢眞一が図書館庶務係長となったほか、5名が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置いたしました。

一方、学校運営課経理係長の栗林敬子、図書館庶務係長の吉野洋外1名につきましては、市長部局へ出向となりました。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 新規採用なんかは計画的にやるべきであって、急に決まったから、教育委員会をやる暇がなかったのというふうな理由にどうしてなるのでしょうか。

○前田教育長 事務局、新規採用の状況は説明できますか。

○櫻井教育部長 新規採用の関係につきましては、4月1日付での配置等も行っておりましたが、今回、専門職ということもございまして、対象が今までちょっと採用のほうはまだ決まっていなかったということと、それから、図書館等につきましては退職等が年度途中でございまして、そうした中で再度新規採用として募集等を行ったものでございます。そんなことから、当初の計画の部分とは違った部分は若干あるところでございます。

それで、今回、内示等につきましては日付をいただいておりますのが、この専決処分する日にちあたりでの内示ということになっておりまして、その間、教育委員会等は予定されておりましたので、そういう意味では、専決処分のほうをさせていただいたということでございます。

○宮田委員 ちょっとよくわからなかった。要は、3人辞めたので、緊急に補充しなければいけなかったので採用したと、そうおっしゃったのでしょうか。

○櫻井教育部長 社会教育課のほうの学芸員の関係につきましては、今年の3月10日に指定文化財として指定されたということがございます。そのようなことから、既に新年度の新規採用の募集等につきましては、既に終わっておりまして、そうした中で指定が正式に決まった中で体制を整備していく必要があるということで、学芸員の募集のほうをその後、新年度に入りまして採用募集を行い、今回、8月1日で採用になったということでございます。

○宮田委員 募集の期間を置いてやったんだから、十分な日にちはあったんじゃないか。要するに、人を採るといのはすごく大事といいますか、何十年も働くわけですので、慎重にさせていただきたいということと、それから、やっぱりみんなが採るときに採る——変な言い方かもしれませんが、もしそういうところでうまくいかない方ばかりを採ってしまうようなことということもあり得るので、人を採るときには、やっぱり4月1日からきちんと採れる、そのためには今頃募集——今頃かどうかは知りませんが、皆さんと同じような、ほかの自治体と同じようなときに募集し、それなりの競争率のあるところでしっかり採られて、将来西東京市をサポートしていただけるような人材を是非——この方がそうじゃないということを行っているつもりではないんですが、普通は、そんなわけがわからないで急にぱっと専決処分というよりは、ちゃんと計画的に、人材というのは採っていくのが普通ではないかと思ってるんですけども、どうしてこうなるのかが今の説明でもよくわからないんです。この結果は、私は個人的には認めて、結構だと思いますが、次からは、やっぱり正規にちゃ

んと募集して、正規にそういう人材を採るようなことを——意見かもしれない、質問というよりも意見になってしまって申し訳ないんですが——いただきたいと思います。

- 櫻井教育部長 宮田委員が御指摘のとおり、計画的に人材を確保していくというのは、いい人材を確保していく上でも大変重要であるというふうには認識しております。今後、どのような形で人材を確保していくかということも含めて、そのあたりを、先を見越した中で人材を確保できるようにしてまいりたいというふうに思っております。そのあたりにつきましては、関係部署とも連携をとりながらやらせていただければと思います。
- 竹尾委員 年度途中で退職した人が出たから、それを補充したというのは、それはそれでいいんだけど、その補充をするためにそこで改めて採用試験をやったのか、それが、今、宮田先生の言っている本質だろうと思うんです。いい人が採れる。4月に採る人員を一定、採用試験、合格者を決めるでしょう。その合格者で4月1日に採用をされなかった人の中から選んでいるんですか、どうですか。
- 櫻井教育部長 再度募集をかけまして、その中でやっているということです。
- 宮田委員 ですから、最近募集をかけたということで、私はちゃんと、人事について言えば、計画的にやっていただいて、みんなと同じようにしたほうが、よりよい人材が得られるのではないかと思うんですけれども。
- 竹尾委員 4月に採用する人数で留保している人というのはないんですか。
- 前田教育長 採用を留保して——。
- 竹尾委員 採用を留保している人はいないのか。
- 櫻井教育部長 ないです。
- 前田教育長 今はないですかね。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第57号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に承認の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- 
- 前田教育長 日程第5、議案第58号 平成27年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について、を議題としたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
  - 早川教育企画課長 議案第58号 平成27年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について、説明申し上げます。  
本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、西東京市教育委員会の平成26年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況等について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出し、市民に公表するため、御決定をいただきますようお願いするものでございます。

報告書（案）を作成するに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

26条第2項の規定により、有識者の知見を活用するため、3名の有識者の方に御意見をいただきました。

2回の会議を開催し、目標設定や評価の考え方、また教育施設等の視察など、貴重な御意見をいただきながら報告書（案）を作成してまいりました。

なお、本点検評価の点検年度は、平成26年度から平成30年度を計画期間とする新しい教育計画の初年度に当たるものとなっております。

それでは、報告書（案）に基づきまして、簡単に説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

まず、この報告書（案）の構成でございます。

第1では、概要といたしまして本報告書の構成等についてまとめております。第2では、西東京市教育委員会の教育目標、基本方針及び主要施策を掲載しております。第3、西東京市教育委員会の主な施策の点検及び評価といたしまして、平成26年度に行った主な施策19項目について、目標、実績・成果、評価と課題に分けて点検及び評価をしております。次に、第4では、西東京市教育計画に基づく施策の点検及び評価といたしまして、教育計画に基づく全ての施策について点検及び評価を行いました。最後に、第5では、有識者からの意見を掲載しております。

報告書（案）全体の構成は以上でございます。

さらに、別冊の資料編に教育委員会の活動状況及び教育に関する事務の状況を掲載しております。

それでは、報告書（案）の内容について順次説明いたします。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。

第3、西東京市教育委員会の主な施策の点検及び評価につきまして、（1）から順に概要を説明いたします。

はじめに、（1）きめ細やかな学習指導による基礎・基本の習得と活用（外国語活動）でございます。

小学校5、6年生の外国語活動において、外国人英語指導助手（ALT）による授業時間を3時間ふやし、年間18時間とし、外国語活動指導の充実を図りました。今後は、担任とALTによる打ち合わせ等を充実させ、指導力の向上を図ります。

次に、（2）きめ細やかな学習指導による基礎・基本の習得と活用（授業改善推進プラン）でございます。

全国学力学習状況調査及び東京都学力向上を図るための調査における西東京市の学力の状況についての資料を作成し、学校に提供いたしました。それを踏まえて、各学校において「授業改善推進プラン」を作成できるように支援をいたしました。今後は、学力調査からわかる学校の課題をさらに明確にし、教科ごとに授業改善するポイントを項目立てて示すことができる「授業改善推進プラン」を作成できるようにしてまいります。

続きまして、（3）人権と生命尊重に関する教育の推進でございます。

各学校の人権教育担当者を対象に、多岐にわたる研修を行うことで教員の人権感覚を高めることができました。今後は、人権尊重教育推進校である明保中学校の取組等を生かして、

全教員の人権感覚を高めてまいります。

次に、5ページを御覧ください。

(4) 道徳教育の充実でございます。

各校の道徳教育推進教師を対象に、研究事業や研修を行い、道徳教育の充実を図りました。今後は、小・中学校で研究授業を行い、道徳教育推進教師の指導力を高め、自校での道徳教育に関する研修等を充実させるよう図ってまいります。

続きまして、(5) いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進でございます。

西東京市いじめ防止総合対策検討委員会を立ち上げ、いじめ防止対策推進法を踏まえた西東京市におけるいじめ防止等の諸課題の分析等を行いました。また、小・中学校が学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校いじめ対策委員会を校内に設置し、いじめの未然防止や早期発見に努めました。今後は、学校いじめ校内委員会の取組状況を把握し、いじめ防止に向けた取組の強化を図ります。また、いじめ防止条例やいじめ防止に関する基本方針等の策定を進めてまいります。

次に、6ページをお願いいたします。

(6) 読書活動の推進でございます。

毎年11月を西東京市読書月間としたことで、学校ごとに特徴のある読書活動の推進を図ることができました。また、中学校が実施していた「書評会」を「ブックフェスティバル」とし、市民も参加できるように改善いたしました。今後は、司書教諭等と学校司書が連携して、年間を通して学校図書館を活用した読書活動を充実させてまいります。

続きまして、(7) 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立でございます。

学校が作成するリーフレットに基本的な生活習慣の確立に関する事項を掲載し、家庭と連携して望ましい生活習慣の確立を図りました。また、公民館と連携し、家庭学習の重要性についての説明及び市内吹奏楽団を招いた親子コンサートを実施いたしました。今後は、家庭学習の支援を図るためのリーフレット作成の拡充を図るとともに、中学校の保護者に対して生徒の望ましい生活習慣に関する働きかけを行ってまいります。

次に、(8) 情報教育環境の整備（ICT環境の整備）でございます。

小学校5校、中学校1校のコンピュータ教室機器の入れかえ等を実施いたしました。また、図書管理システムの再構築等を実施いたしました。今後は、電子黒板やタブレット端末等の新たなICT機器の導入、ICT環境の構築を目指してまいります。

続きまして、7ページ、(9) 情報教育環境の整備（教職員の情報セキュリティ意識の向上）でございます。

学校情報に関する事故を未然に防止する取組として、学校内のUSBメモリの個数制限、公務用パソコンのUSB接続を制限、情報持ち出し可能パソコンの制限、管理職を中心とした校内セキュリティ研修などを実施いたしました。今後は、今まで以上に情報紛失や情報漏えいについての影響や危険性を周知徹底し、全教職員の情報セキュリティ意識のより一層の向上を図ってまいります。

次に、(10) 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理でございます。

泉小学校と住吉小学校の統合については、西東京市立学校統合協議会を設置し、協議・検

討を行い、提言書として教育長に報告いたしました。また、統合を円滑に行うため、2校間の交流事業の実施や児童受け入れのための校舎改修工事等を学校と連携して進めました。

ひばりが丘中学校の建替えにつきましては、建替準備検討協議会が整理した課題を踏まえ、さらなる検討を行い、検討結果の取りまとめを行っております。今後、泉小学校と住吉小学校の統合に関しては、統合後の児童に配慮した取組を引き続き丁寧に実施してまいります。また、ひばりが丘中学校の建替えについては基本プランを策定し、基本設計に反映していくとともに、2箇年にわたる検討結果を報告書として取りまとめまいります。中原小学校の建替えについても、関係者等の意見聴取を行う機会を設けてまいります。

8ページをお願いいたします。

(11) 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理（学校施設の維持管理）でございます。

西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成26～28年度）を策定し、校舎等老朽化に伴う改造工事や耐震補強工事の設計業務を実施いたしました。また、災害時には市民の避難所ともなる体育館において、天井等からの落下物対策工事の設計業務を全小・中学校で実施いたしました。今後も、児童・生徒数の推移や地域の実情などを勘案した学校施設の適正配置のあり方、さらには学習指導要領や特別支援教育などの学習環境の変化に応じた適切な施設規模、整備内容について検討をしてまいります。また、バリアフリーについての改善も行ってまいります。

9ページ、(12) 各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築でございます。

西東京市教育支援推進プランの進行管理及び推進に向けた検討をするための教育支援推進委員会を立ち上げ、東京都の特別支援教育第3次計画における特別支援教室構想に基づき、西東京市の特別支援教室についての考え方や、中学校通級の増設についての検討を始めました。また、学校内での教育支援を円滑に進めることができる教育支援システムを構築いたしました。今後も、教育支援システムの操作研修や個別の教育支援計画、個別指導計画の作成支援を行うとともに、保護者との共通理解や個人情報保護に配慮した小中連携などについても検討を行い、運用の改善を行ってまいります。

次に、(13) 知的障害教育・自閉症教育・情緒障害教育の充実でございます。

柳沢小学校、東小学校及び青嵐中学校に特別支援学級を新たに開設いたしました。また、学級名を統一し、それぞれの学級で実態に応じた教育課程を編成いたしました。併せて、連絡会等を通じて、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級教員等へ特別支援学級における特性に応じた教育内容についての周知を図りました。今後も、児童・生徒の状況や市内でのバランスなどに総合的に配慮しつつ、学級開設や整備について検討を行ってまいります。

10ページをお願いいたします。

(14) 地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進でございます。

NPO法人や他課との情報交換などにより連携し、地域課題を共有してきた中で、地域の担い手の発掘、育成が進みつつある状況であり、地域の課題を市民とともに考える公民館の姿勢が深まってきております。

11ページ、(15) 地域との連携による安心・安全の確保（地域ぐるみの安全体制づくりの

推進)でございます。

小学校3校を推進校として指定し、保護者や地域の方に児童の見守りに寄与する備品等を提供することや、児童に対して防犯ハンカチを配付することで、地域の見守り意識の向上、見守り体制の構築に寄与いたしました。西東京市全域において地域ぐるみの安全体制づくりを推進するため、今後、対象校を増やしてまいります。

次に、(16)図書館事業の充実でございます。

西東京市に関連する写真資料約8万点を電子化した資料のうち、下野谷遺跡に関連する写真や資料を図書館ホームページで閲覧できるようにいたしました。

続きまして、(17)文化財の保存と活用の充実でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

下野谷遺跡は、国の文化審議会において、関東南部では最大級の規模を有し、遺存状態も極めて良好であると高く評価され、平成27年3月10日に国史跡として指定され、下野谷遺跡国史跡指定記念式典講演会を実施いたしました。また、文化財への親しみや理解を深める普及啓発事業の一環として、郷土資料室において特別展等の各種事業を実施いたしました。平成27年度は、市全体の文化財の保存・活用を計画的に進めるための文化財保存活用計画を作成してまいります。

12ページ、(18)生涯学習情報の整備でございます。

社会教育委員の会議に生涯学習情報の整備のあり方について図り、その審議内容について「今後の社会教育行政の運営体制について」として提言を受けました。生涯学習の推進に向け、公民館や図書館と連携しながら生涯学習情報の整備・活用を進めてまいります。

(19)施設整備・利便性向上による学習支援体制の整備でございます。

8月から試行的に芝久保公民館の学習室の一部を自習室として転用いたしました。今後は、自習室についての検証を行い、必要に応じて改善策を講じてまいります。

続きまして、13ページ。第4、西東京市教育計画に基づく施策の点検及び評価でございます。

達成度の見方について示しております。

「西東京市教育計画に掲げる施策事業をおおむね達成している。」がA評価、「西東京市教育計画に掲げる施策事業を一部達成し、今後更なる充実を図る。」がB評価、同じく「施策事業の実施に向けた検討を進めている。」がC評価となっております。今回の点検評価におきましては、全136項目中、Aが48項目、Bが86項目、Cが2項目となっております。教育計画の初年度ということでB評価が多くなっております。

次に、64ページをお願いいたします。

第5といたしまして、点検及び評価に関する有識者からの意見でございます。

まず、武蔵野大学の上岡教授でございます。

全体としては、管理及び執行の状況は、西東京市教育計画の初年度に当たり、計画を着実に、そして丁寧に取り組まれており、十分実行されていることが確認でき、評価できるとの御意見をいただき、そのほか、その下にあるようにそれぞれの事業について高評価をいただいております。

次に、65ページをお願いいたします。

一橋大学、木村教授でございます。

全ての項目について適切な取組が行われているものと評価することができるとの御意見をいただき、そのほか、その下にあるようにそれぞれの事業について評価をいただいております。

次に、66ページをお願いいたします。

西東京市社会教育委員の矢野委員でございます。

目標、実績・成果、評価と課題においては、詳細な点検及び評価が行われており、ほぼ目標が達成され、前年度より充実されていることは評価できる。今後のさらなる取組を期待したいとの御意見をいただき、そのほか、その下にあるようにそれぞれの事業について評価をいただいております。

このたびの有識者の方々の御意見につきましては、今後のさらなる取組の充実や、次回の点検・評価に反映してまいりたいと考えております。

報告書（案）の概要につきましては、以上でございます。

なお、本日、教育委員会で御決定賜りましたら、市議会への提出並びに市民の皆様にはホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 評価のほうで、43ページの部局横断的ネットワークの充実についてのところで、今回、主管課のほうで秘書広報課が入ってきている。今まで多分、秘書広報課というのはこの中に入ってきたことがなかったかと思うんですけれども、この形の中で秘書広報課を中心にやられるということだと思うんですけれども、具体的に秘書広報課自体がどういう機能を持って、どんな働きをして、連携をつくっていただくのかというようなところを教えてください。
- 早川教育企画課長 こちらにつきましては、庁内を連携して相談業務を行っていくということのを要綱において設置をしております。今までも要綱のほうは設置されておりましたが、確認をしたところ、秘書広報課で所管をしておりますが、実態といたしまして、このネットワーク会議に該当するものは、実は開催されておられません。結果として、評価としてはC評価となっておりますけれども、いわゆるこの要綱に基づく会議という形ではない形で、実態として情報共有や情報交換、連携などが行われているというのが実態でございます。
- 森本委員 ということは、秘書広報課自体はここには入っていないということなんですか。
- 早川教育企画課長 入っております。
- 森本委員 入ってはいるけれども、実際に何か集まりがあって何かをやっているというわけではないということですか。
- 早川教育企画課長 この事業及び要綱につきましては秘書広報課が所管でございますが、所管課である秘書広報課のほうで、この事業を実施したことは今のところないということでございます。
- 森本委員 今後はやっていくというふうに捉えていいんですか。今後、やっぱり連携をして

いくに当たっては、どこかが核となるものがないと連携は難しいと思うんですけども、その核となるところに秘書広報課が今後はなっていくってくださるということなんでしょうか。

- 早川教育企画課長 今回、この点検評価に当たりまして、C評価及び過去に要綱に基づく事業の実績がなかったことについては、秘書広報課とも共通認識を持っております。今後、計画に掲載されている前提の中で、事業の適正なあり方について協議をしてみたいというふうに考えております。
- 森本委員 その連携の仕組みがよくいまいち見えてこないんですが。どういう形で、やっぱり横断した連携ってすごく大事だと思うんですけども、今までは割と、それぞれがそれぞれに何か用があるところをお願いをしてみたいな形で何とかやっていたようなところがあると思うんですけども、そこがちゃんとつながるようなパイプがきちりあることのほうが本来大事だと思うんです。何も言わなくても、ここに言えばちゃんと全部がぱっとつながるようなシステムがあったほうがいいと思うんですけども、これがそれに向けた、秘書広報課を柱に、変な言い方だけれども、秘書広報課に言えばちゃんとみんなにつないでくれるよというようなことを主管として秘書広報課がやってくれるのか。それとも、今後もやっぱり相変わらず、それぞれつながっておいたほうがいいかなというところをそれぞれが探して、それぞれの課の力というか意識でつないでいかないといけないのかというのは、どういうビジョンなんでしょうか。
- 早川教育企画課長 43ページのところに、関係部署というところがございます。主管課が秘書広報課でございますけれども、関係部署といたしましては健康課、それから生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、児童青少年課ということで、かなり広く課のほう広がっております。こちらの部署を会議体としてなかなか一遍に招集するのが難しいというところもある中で、必要な情報をきちんと関係部署と共有するということについては、今後も課題であると考えておりますので、漏れのない連携がこの事業においてどう図っていくのか、このことについては課題とさせていただきたいと思います。
- 森本委員 ということは、今後もそれをどうするかをまだ考えている段階というような。変な言い方ですけども、このC評価がB評価に上がるためには一体どうなったらおおむね達成したことになるのかというところが、具体的などころが見えてこないんですけども、その辺はまだ考えている段階と認識していいんでしょうか。
- 早川教育企画課長 本年度においてはC評価でございます。来年度以降にこの評価が上がっていくものなのか、それとも実行性において課題があるという場合であれば、その他の手法も含めて有効な情報共有の体制をとっていきけるよう検討してみたいと思います。
- 森本委員 やっぱり部局横断的という横のつながりがとても大事だと思うので、何かその辺のわかりやすいシステムとかがあることが本当はいいのかなと思うので、そういう形で進めていくようにしていただければと思います。とりあえず、今のところは、まだ動き出していないというのもまた違うのかな。これは、それぞれがそれぞれの関係部署として頑張るぞということなんでしょうか、捉え方として。
- 南里特命担当部長 この経過を少し申し上げさせていただきます。

そもそも、この相談ネットワークは、教育と市長部局の母子保健ですとか、あと障害福祉、

特別支援教育も含めまして、そういう中で始まったネットワークでございます。その後、だんだん広がって、地域、例えば民生委員さんですとか、保健所、それから児童相談所、警察、いろいろな地域の組織も含めまして、かなり組織体が膨らんでおりました。当初教育が所管しておりました、年に1回程度会議を開いて情報交換を開いておりましたが、庁内の関係課が多岐にわたっておりますので、やはりそこは市長部局の企画の部署で所管するのが一番いいのではないかと当時の話合いによりまして、この秘書広報課というのが、いわゆる広報、市民相談の窓口になっておりますので、そういう意味も含めまして秘書広報課のほうに移管したという経緯がございます。

ただ、やはり移管してからは、なかなか実態として、全てを総括して相談業務を行うネットワークというか、この会議を開催するのがとても難しい状況にありまして、恐らく開けないという状況に至っているものと推測されますので、どういう形で、何年か前にやっていたようなそういう会議が開けるかどうかも含めて、今後、そのことについては検討課題にさせていただきますとは思っております。

- 米森委員 やっぱり2年たってCというのは、かなり秘書広報課も勇気があると思いますので、このまま出すのは。この秘書広報課のほうは現場を持っていないので、多分主管のところを持つというのはかなり厳しいかと思っておりますから、そこから考え直さないと、ひょっとしたらCのままずっと行くとまずいかなという気もしますが、是非、この主管のところはどうなるかわかりませんが、そこも含めて考えていただいたほうがワークするんじゃないかと思っておりますが、一旦整理はされたんだと思っておりますが、いかがですか。
- 渡部教育支援課長 こちらの表の実績と成果のところの下から2つ目のポチのところ、子ども家庭支援センターが所管しております子ども相談業務あり方検討委員会というものがございます。こちらのほうは、かなり広い範囲で子ども相談についての検討を行っておりますので、こちらが充実してくることによりまして、この組織全体も進んでいくものと考えているところでございます。
- 宮田委員 ICT教育なんです、中学校には入っていないですね、デジタルな設備。それでBというのはおかしいんじゃないかと。中学校に、1校も教室には入っていないのに、小学校は一応入っているから体制はできている、それが実際にどうなっているのかは、ときどきA訪問に行くとやっている教室があったりしますから、やっている先生もいらっしゃるということは認識していますが、全体的にどのぐらい使われているかについては定かではないのですが、中学校は全くないのにBということは、だから、どんどん入れていくという方向と考えたらよろしいのでしょうか。むしろ、中学校なんかで立体模型だとか何とかいろいろなことも教えたほうがいいんじゃないかと思うんです。
- 田中教育指導課長 おっしゃるとおり、小学校が地デジ化に関わりまして全教室に対して大型ディスプレイが入っている。ところが、中学校については、おおよそ学年1台というような状況で、明らかに環境的な差はあります。今のところ、前の25年度ぐらいまでにつくりました情報化推進計画に基づいての整理の中では、おおよそ達成できているという状況ですけれども、御指摘のこともありますとおり、今後、来年度、再来年度ぐらいのこの2年間をかけまして、新たな情報化推進計画をしっかりと考えまして、今後の西東京市のICT教育のあ

り方についてはしっかり固めた上で、予算化をどのように図っていくのか研究していきたいというふうに思っています。御指摘のとおりだと思います。

○宮田委員 これは是非早く。要するに、生きる力の中には、中卒で出ていく人もいます。そのときにちゃんと、いろいろな初歩的なコンピュータとかデジタル教育をやっておかないと、生きる力の1つを失うことになると思います。ですから、生きる力を市全体の教育目標の中で大きく掲げているわけですから、このIT化の流れが、絶対にちゃんとキャッチアップして、それ以上能力が出せるような教育体制を速やかにつくることが、私は必要だと思いますが。

○田中教育指導課長 情報化推進計画の完成を待たずに、例えば技術室の改修等が入った場合には、その時点で中学校について、どのように学習環境を整えていくのかということの一つ一つ考えながら実施してまいりたいと思いますので、御意見を踏まえた対応を検討していきたいと思っております。

○前田教育長 ほかによろしいですか。

○森本委員 質問なんですけれども、地域生涯学習事業が、47ページにも出ているように市内11校で実施されていますよね。今さらの質問で申し訳ないんですけれども、これは市内11校以外の小学校では、そもそも施設開放運営協議会自体もつくられていかないのでしょうか。これはもう11校で終わり、それはほかの学校でできるということはないのでしょうか。

○岡本社会教育課長 学校施設開放運営協議会につきましては、18校全校にございます。地域生涯学習事業につきましては、その中で運営体制の整った協議会が行っております。ですので、適切な支援を行うことによりまして、11校からより広範囲な学校にそれが進んでいくことというのは、検討してまいりたいと考えております。

○森本委員 一応、だから、ここの47ページの支援環境づくりだと、もう既にA評価になっているんですけれども、そうすると、何かもう11校でオーケーなのかなという解釈をしまうので、もうこれで終わりなのかなという感じがする。残りの7校について、やっぱり地域学習事業自体が行われていないという現状は、市民としてはちょっと差があるのかなというところは現実にあると思うので、そちらのほうもできるような、もちろん地域の方々のお力を借りなければならないことなので、必ずしもうまくいくかどうかはあれにしても、市として、やはりそこをうまくいくように進められるような何か支援はしていったほうがいいのかなど感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○岡本社会教育課長 委員の御意見を踏まえまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第58号 平成27年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 宮田委員 ただ、字句の修正はするんですね。
- 前田教育長 この文章の中ですね。
- 宮田委員 文章の中の。基本的に私は賛成なのですが、多少問題があるところは修正をするということでオーケーだと思います。
- 早川教育企画課長 本日御決定いただいた内容につきまして、字句等の微少な修正等につきましては、改めて事務局のほうで確認させていただいた上で公表してまいりたいと考えております。
- 宮田委員 お任せしますので。
- 前田教育長 では、そこは事務局に一任させていただければと思います。

先ほどの議案第55号の討論の途中で若干質疑に入ったんですけれども、今、答えられますか。

- 等々力学校運営課長 はい。
- 前田教育長 では、学校運営課長、お願いします。
- 等々力学校運営課長 貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。先ほどの私権の設定についての改正の部分でございますが、先ほど、地方自治法及び西東京市公有財産管理規則に合わせるとともに、教育財産管理規則の第21条、今の条文の見出しの私権というところに合わせた形で「地上権若しくは地役権」というものを私権として合わせたものでございます。

また、文言整理につきましては、規則全体の誤字等、そういったものを正しい表記として、全体を正しい規則したものでございます。

説明は以上でございます。

- 前田教育長 ただいまの説明でよろしいですか。
- 米森委員 私権の中身というのは地上権と地役権の2つを指すということなんですね。
- 等々力学校運営課長 はい、そうです。
- 宮田委員 それ以外は指さない。一般的に、一般名詞として、私権といたらこの2つを指すということをおっしゃったという理解でよろしいんですか。
- 前田教育長 暫時休憩いたします。

午後 3 時 11 分 休憩

午後 3 時 22 分 再開

- 前田教育長 では、会議を再開します。  
私権の設定について説明をお願いします。
- 等々力学校運営課長 大変貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。  
私権の設定についてでございますが、上位法である地方自治法及び西東京市公有財産管理規則に合わせて私権という文言に改めるものでございます。  
以上でございます。
- 前田教育長 ほかに討論はございますか。——討論を終結します。

これより議案第55号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 前田教育長 日程第6 議案第59号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 等々力学校運営課長 議案第59号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、今月末をもって任期満了を迎えます西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命につきまして、審議会条例第3条第2項の規定に基づき上程をするものでございます。

恐れ入りますが、名簿を御覧ください。

名簿の委嘱委員につきましては、市民公募の児童・生徒の保護者の代表、それから学識経験者で、いずれも委嘱委員でございます。それから、任命委員につきましては、学校長代表をはじめとする副校長代表及び給食主任、栄養士の代表でございます。

委員任期は2年で、平成27年9月1日から平成29年8月31日まででございます。

なお、西東京市立学校給食運営審議会委員の定数は16名でございますが、委嘱委員、児童・生徒の保護者の代表につきましては1名欠員でございます。現在、学校からの推薦をお願いしておりますので、決まり次第、改めて委嘱をする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第59号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 前田教育長 日程第7、報告事項に入ります。質疑につきましては後ほど一括して行いますので、まず説明をお願いいたします。

まず、(1)西東京市立中学校完全給食について(意見)について、学校運営課長、お願いいたします。

- 等々力学校運営課長 西東京市立中学校完全給食について(意見)について、説明を申し上げます。

本報告事項につきましては、去る8月20日に学校給食運営審議会会長から教育長宛てに中学校完全給食に関する意見書の提出が行われましたので、報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、意見書の2ページを御覧ください。

本意見書につきましては、6ページまでが9校で実施の完全給食に対しての検証、そして、7ページからは建替え後のひばりが丘中学校での給食のあり方に関する付帯意見という2部

構成になっております。

はじめに、平成24年5月以降の給食の実施状況でございますが、開始当初から大きな変更点はなく、既に軌道に乗ったものという判断をいただきました。また、今回の検証においても、生徒の喫食率、アンケート調査等々も3年前の調査結果と同等でございます。ほかの数値等を勘案しても、順調に推移しているものという分析結果でございます。今後は、それぞれの立場で問題解決を図り、より円滑な親子給食のために努力をすることが求められております。

次に、付帯意見でございます。

こちらにつきましては、ひばりが丘中学校の建替えに伴う中原小学校とひばりが丘中学校の給食についての見解が述べられてございます。中原小学校につきましては、仮校舎の2年間とはいえ、成長期の児童にとって2年間は長期にわたることから、この間を安全で安心、かつ成長に役立つ給食の提供を考えると、自校式での提供が至当であるとの考えでございます。

また、ひばりが丘中学校についてでございますが、親子給食方式に比較しての自校方式の優位性は認めつつも、本市は親子給食を選択することによって9校が同時に完全給食をスタートできたということ。それから、他校とのバランスや市の財政のことを勘案すると、1校だけが自校式として先行するよりも、現行の親子給食方式を堅持しつつ、他校への予算配分に努力するということが中学校全体の底上げにつながるという、そういった御意見をいただいております。

ただし、最終的な結論につきましては、多くの選択肢の中から審議会の考えを斟酌した上で、市及び教育委員会の適切な判断を期待したいという取りまとめになってございます。

報告の説明は以上でございます。

- 前田教育長 ありがとうございます。では、引き続き「史跡 下野谷遺跡」の追加指定についての意見具申について、説明をお願いします。
- 岡本社会教育課長 本件につきましては、7月21日に行われました教育委員会定例会に議案として提出し、議決をいただきました「史跡 下野谷遺跡」の追加指定についての意見具申についてのその後の報告でございます。議決をいただいた後に、東京都を通して文化庁に提出をしております。その提出の内容は、この別紙のとおりでございます。なお、追加指定の土地は、この別紙の4ページにございます東伏見六丁目に所在する約60平米の土地でございます。

私からは以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 質問なんですけれども、給食のほうの5ページの(11)生徒用食器について、スプーンやフォーク、箸などの選択は、二期校から改善されたものの、なお未改善の学校についての見直しが望まれると書いてあるんですけれども、これの何がどう問題なのかというのを教えていただけますか。
- 前田教育長 わかりますか。もしわからなければ、後ほどこれは回答してください。
- 等々力学校運営課長 後ほど回答させていただきます。

- 前田教育長 森本委員、よろしいですか。
- 森本委員 はい。
- 米森委員 6 ページの4番のまとめのところ、喫食率というものの概念——95%が高いのはわかるんですけども、まだ5%欠けているんですけど、ここをどう判断したらいいかわからないんですけども、喫食率を教えていただければと思います。
- 等々力学校運営課長 喫食率というのは、給食を申し込んでいる人の数、食べている人の数で、中学校は事前に申込みをする制度になっておりますので、お弁当であるとか、あるいはアレルギー対応、そういったもので給食が食べられない方の分は引いているということです。
- 米森委員 そうすると、食べたいと言った人で95というのは、本来であれば100でなければいけないと、申込み——ではないんですか。
- 前田教育長 食べたいという人については100%ですよ。
- 等々力学校運営課長 そうです。食べたいという人は100%食べられますけれども、理由によって食べられない人が申込みを——。
- 米森委員 その人を除いて——では、中学生全体が母数で申し込んだ人が分子。
- 等々力学校運営課長 そうです、そういうことです。
- 米森委員 わかりました。
- 宮田委員 牛乳は12、13%の人が飲まないというか、残すんですね。これは、全員が飲んでいるんだけど、85、86%を1人の人が飲むのか、10数%の人が全く飲まないのか、それはどっちかという、後者のほうなのかと思うんですけど、どういう——給食もそう。給食の場合は、全体を残した率ですよ。牛乳の場合はどうなんですか。
- 等々力学校運営課長 こちらの資料で、中学校給食残菜量調査結果という表をつけてございます。これは、調査したのが2月の1週間ということでございますので、今、委員がおっしゃられたように、残したのは、全く飲まなかった数ということ——。
- 宮田委員 では、1割以上、12、13%の人は全く飲まないわけね、牛乳を。
- 等々力学校運営課長 牛乳を飲まないで残してしまった。
- 宮田委員 残っている。
- 等々力学校運営課長 はい。この時期が少し寒い時期だったということと、それから、あとは受験前の時期もあって、牛乳ちょっと飲みたくないという子どもさんもいらっしゃるという話は聞いているんですけども。
- 米森委員 私もそうですけれども、牛乳だとお腹が下る人もいますので。なかなかクラスで競うというのもあるんですけども、ちょっと考えたほうがいいなと。体調に響く人もいますような気がしますので、ちょっとね。
- 竹尾委員 飲めない人もいるんじゃないかな、牛乳が。
- 宮田委員 牛乳は、確かに酵素がない人がいるんですね。ただ、人間うまくできていて、飲んでると、酵素がひとりでできて消化するようになるんです、初めは下痢しても。
- 等々力学校運営課長 牛乳の残食率は、ほかのものと比べたら多いのは事実です。
- 宮田委員 だから、もうちょっとかわるようなものも考えて——こんなに多いと、人によって2種類ぐらい出して、カルシウムとかなんかは、私、重要だと思うんです、牛乳たんぱく

も含めて。何か2種類ぐらいにして、牛乳ともう一つぐらいで、カルシウムやたんぱく質が入っている飲み物というの、15%ぐらい考えられたらいかがかなと思うんですが。いかがでしょうか。難しいでしょうか、そういうのは。

- 等々力学校運営課長 牛乳以外の飲料については、今後、学校給食運営審議会の委員さん等の意見も聞きながら、今後、調査検討してまいりたいと思います。
- 高橋委員 調理室の整備、調理室へのエアコン設置についてなんですけれども、これは先ほどの評価でもあまりよくない評価だったんですが、やっぱりこれは、夏の衛生環境というのはとても気になる場所なんです、エアコンはやっぱり完備していただきたい。親子給食だから、とって食数、作る数が多いですよ。なので、作業員の方の作業環境の向上という点もとても気になるんですけれども、ホームページの一番上のところを見ると、可能な限り改善していくと書いてあるんですが、具体的にはどのような形で考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんですけれども。見通しとかそういうところがあれば。
- 等々力学校運営課長 今、委員おっしゃられるように、調理室の整備、環境の改善については、これからさまざましていかなければいけないようなこと、今御指摘いただいたようなことがあると思います。それは課題として認識をしておりますので、今後、栄養士あるいは現場の調理師等々も調整をしながら、財政等も考えながら、改善をしていくというふうに考えております。具体的なことについては、またこちらのほうでも調査をしていきたいと思っております。
- 宮田委員 さっきの例ですけれども、例えば豆乳なんかは、たんぱくもたくさん入っていますから、学校給食運営審議会のほうで検討していただいて、いつも1割以上の人が飲まないというのはもったいないです。特に発育盛りですから、飲むようなものをご提供したらいいと思います。豆乳はそんなに高くないし、牛乳と比較しても。
- 等々力学校運営課長 貴重な御提案として参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- 米森委員 それから、給食費の関係で、徴収が大変という意見もあるようなんですけれども、未納の方とかは、増えたり、状況はいかがなんでしょうか。
- 等々力学校運営課長 今、手元に細かな資料は持っていないのですが、小学校の未納については、少しずつ、今、改善するように努力をしております。
- 宮田委員 どういう努力をされているんですか。
- 等々力学校運営課長 保護者に協力を求める、あるいは、手当てのほうから未納分を支払ってもらえるような交渉をしていただくとか、そういったことで未納を減らすようにはしております。
- 米森委員 事務的なものは学校の先生が担っておられるんですか。
- 等々力学校運営課長 学校の対応です。
- 前田教育長 報告事項の質疑なので、現場のことをよくわかっている指導主事から、ちょっとお願いします。
- 田中教育指導課長 未納率については、ちょっと私どもわからないところがあって申し訳ありません。おおよそ学校現場で未納が発生した場合には、担任が電話したり、管理職が電話

したりしますけれども、今回の多忙感に関わっての国の調査の中では、かなり徴収について学校現場が多忙に感じているという例があります。条例等で未納者への対応について定める動きもあると聞いていますけれども、今現在は、西東京市の中では大きな問題ではないということですので、何かしら支援方法等があれば、他自治体の例を研究してまいりたいと思います。

- 竹尾委員 学校給食費は、先生が毎月現金で集めるんですか、それとも銀行で落とすとか、そういう方法ではないんですか。どういう方法ですか。
- 等々力学校運営課長 中学校は振り込みで徴収しております。小学校も振り込みでやっています。
- 竹尾委員 そうしないと、先生が大変だから。
- 宮田委員 また、トラブルが出ますからね。
- 竹尾委員 どこかの市で給食費を納めないという人——経済的な問題で納めない人と信念で納めない人だそうです。義務教育だから、給食だってただにせよという、そういう主張をしている人がいるというのを新聞記事で見たんだろうと思うんだけど。それで、納めない人に給食を支給しないことにしちゃったら急いで持ってきた人がいたりというようなことを読んだんだけど。だから、いろいろな考え方の人がいるんだね。義務教育だから、教科書無料と同じで、全部そういうものもただにしろという人と、経済的に払えない人は生活保護とかいろいろな問題があると思うけれども、いろいろな人がいるんだなと思った。先生は大変ですなということをお願いだけなんですけれども。
- 田中教育指導課長 今、埼玉県のある市ではそういう形で、未納者については給食を支給しないというふうな判断をしているところがあると聞いておりますけれど、おおよそ何回かの督促状を出すことで、大部分の保護者の方が払っていただいているというのが実態だと思います。また、そういう状況であるということも踏まえながら、今後のことについては、情報を集めていきたいと思います。
- 竹尾委員 先生は御苦労さんだなと思うんですよ。信念で納めない人とかね、給食食べさせないよと言ったら急いで持ってきたという親御さんもいるそうだし、いろいろな人がいるので、私は先生が大変だなということをお願いだけなんです。
- 前田教育長 今いただいた意見については、いろいろ制度上の問題もあるので、うちの実態と合わせて、何かまた御説明の機会があれば、非公式でもいいので説明していただけるようにしたらいいと思います。  
ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。  
以上で報告事項を終わります。

- 
- 前田教育長 日程第8 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑があればお願いいたします。
  - 米森委員 義務ではないんですけれども、10月からマイナンバーという制度が始まります。教育の現場とか、教育のところで、マイナンバーとか関係ありますか。
  - 早川教育企画課長 教育企画課で持っている就学援助という事業につきましては、その世帯

の収入であったり、所得であったり、住民情報を取り扱っておりますので、マイナンバー制度のもとに入ってくる事業でございます。ただ、今後の予定でございますが、マイナンバー制度の実施後すぐにそれに切り替えるという状況では、まだございません。

○米森委員 わかりました。情報の管理と非常に不可分なので、管理が大変だと思いますので、情報をとった後はセキュリティとかしっかり管理していただければと思います。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

午 後 3 時 45 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員